

第4回検討会及び小規模店舗WGに対するご意見への対応の方向性

パブリックコメント(2021/1/29～3/1)「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」改正案については以下のURLを参照ください。

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155210703&Mode=0>

No	対象資料	委員のご意見及び追加意見(概要)	カテゴリ(大)	カテゴリ(中)	対応・回答 :パブコメ改正案にて提示 :今後、改正版に反映予定
1	資料3 P.7 (別紙)	1ポツ目の「直径150cm以上の円が内接できるスペースを1以上設け、便房の標準内法寸法は200cm以上×200cm以上を基本とする。」と、2ポツ目の「直径180cm以上の円が内接できるスペースを1以上設ける。」により、十分な空間の確保はそれぞれ直径150or180cm以上の円が内接するスペースを1以上設けることであり、1ポツ目の便房の内法寸法200cm×200cmを下回る場合もあり得ると解してよろしいか。	トイレ	十分な空間	十分な空間の確保については、改修等で困難な場合を除き、それぞれ直径150cm以上or180cm以上の円が内接するスペースを1以上設け、かつ便房の内法寸法は200cm以上×200cm以上とします。従って、内法寸法200cmを下回る場合はないものといいたします。
2	資料3 P.7 (別紙)	改正後の枠内にある「車椅子使用者用便房には…十分な空間を確保する。」の段落内2ポツ目に「…原則として大型ベッドの…」とありますが、この「原則として」は後段にある「座位変換型の…直径180cm以上の円が内接できるスペースを、1以上設ける。」という部分にもかかっているという理解でよいでしょうか。また、改修等で対応が困難な場合以外に、大型ベッドの大きさ等を考慮しなくてよい場合としてどのようなケースを想定しているのか具体的に教えてください。	トイレ	十分な空間	ご理解の通りです。改修等で対応が困難な場合以外に大型ベッドの大きさを考慮しない場合はありません。
3	資料3 P.7 (別紙)	法令上の適合義務基準として下線が引かれている「車椅子使用者用便房には、車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保する。」は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車いす使用者用便房の構造を定める件」(平成18年国土交通省告示第1496号)第2号の「車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。」に対応しており、当該段落内に書かれた内容(便房の標準内法寸法200cm以上×200cm以上など)はその解説を示しているという理解でよいでしょうか。	トイレ	十分な空間	本建築設計標準における「十分な空間の確保」は、平成18年国土交通省告示第1496号 第2号の「車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。」に対応しています。その後の建築設計標準の内容は、平成18年国土交通省告示第1496号 2号に示される「十分な空間の確保」に対する、実際の設計で具体的に実現するために参考とする内容を示しており、主に高齢者、障害者等をはじめ、多数の者が安全かつ円滑な移動等ができる建築物を整備する観点から、標準的な整備内容等で積極的に備えることが求められるものとして示しております。

No	対象資料	委員のご意見及び追加意見(概要)	カテゴリ(大)	カテゴリ(中)	対応・回答
4	参考資料	参考資料No.11では、「法令で求めている[十分な空間]の扱いについては…日本建築行政会議で検討するよう依頼しました。」とされていますが、法令上の解釈については、バリアフリー法を所管する国土交通省が検討し、考えを示すべきです。 国土交通省として、床面積2,000㎡以上の特別特定建築物を新築、増築、改築又は用途変更する場合、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車いす使用者用便房の構造を定める件」(平成18年国土交通省告示第1496号)第2号に規定する「十分な空間」に、今回盛り込まれた直径180cm以上の円が内接できるスペースが必要と考えているのかどうか教えてください。	トイレ	十分な空間	対応：パブコメ改正案にて提示 回答：今後、改正版に反映予定 バリアフリー法の建築物に関する統一的な取扱いや運用を行うことを目的に逐条解説を編集されている日本建築行政会議にてご検討を依頼しております。(No.41、42の回答も参照ください。) 十分な空間確保については、No.3の回答を参照ください。
5	資料3 P.7 (別紙)	床面積2千㎡以上の不特定多数の建築物の新築についてのモデル例において、車椅子が回転できる空間径180cmの内接円、大型ベッドの設置及び220cm程度以上×220cm程度以上の規模設定は、かなり大幅な基準の強化に捉えられようと考えます。事業者や建物管理者、設計者等に広く理解を得るためには、その改訂意図(例えば、電動車椅子が360°回転できるように直径180cm以上の円が内接できるスペースを確保するために規模設定を見直した。等追記。)丁寧に記述することで関係者の理解を得られやすいように配慮する必要があります。	トイレ	十分な空間	建築設計標準における車椅子使用者用便房の大きさの改正については、本検討会に参画する事業者や設計者の関係団体等に丁寧に説明を行っており、今後も引き続き周知を行う予定です。また、直径180cm以上の円が内接できるスペースは電動車椅子の360°回転に必要であることを盛り込んだ設計標準といたします。
6	資料3 P.7 (別紙)	改正後の枠内にあるモデル例(床面積2千㎡以上の…車椅子使用者用便房)では、便房の標準内法寸法が「220cm程度以上」となっていますが、解説(文章)では便房の標準内法寸法は「200cm以上」とされており、これらの関係性が分かりづらいです。	トイレ	標準内法寸法	直径180cm以上の内接円を示すモデル図の寸法表記には、「220cm程度以上」→「有効寸法200cm以上(220cm程度)」に変更し、これに代わり、例えば200cm×240cmの内法寸法で180cmの内接円が確保されていれば、問題ないと考えております。
7	資料3 P.7 (別紙)	「便房の標準内法寸法は200cm以上を基本とする。(ライニング等は内法寸法に含めないものとする)」に関し、前回ご提案した通り、判断に迷いが発生する可能性があるため、すべての条件で180cmとすれば不要と思われる。(φ180cmの円の内接を規定とすることで、ライニングを標準内法寸法に含めないとする場合と同等以上の空間拡大につながります。)	トイレ	標準内法寸法	建築設計標準として、全ての車椅子使用者用便房を一律に、直径180cm以上の内接円のスペースとすることは、小規模建築物の設計における面積制約、自由度の困難さ、コスト負担等を勘案すると、非常に厳しいものと想定されるため、床面積2千㎡未満の建築物に設置する車椅子使用者用便房は、直径150cmの内接円かつ有効内法寸法2m以上×2m以上としています。(No.23の回答も参照ください。)

No	対象資料	委員のご意見及び追加意見(概要)	カテゴリ(大)	カテゴリ(中)	対応・回答 <div style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #ffff00; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></div> :パブコメ改正案にて提示 <div style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: #add8e6; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></div> :今後、改正版に反映予定
8	資料3 P.7 (別紙)	<p>利用者の安全性・利便性の向上ならびに設備の保全のために配管や電気温水器等にカバー(ライニング)を設ける場合は内法寸法に含めず、配管等を露出させる場合は内法寸法に含める、と読み取れるため設計者が判断に迷うと思われます。</p> <p>車椅子使用者や介助者の動作寸法を圧迫しないライニング一体型設備もあることから、「ライニングがない場合の便房と同等の床面の有効スペースが確保できているものについては、この限りではない※」という付記を追記いただきたい。</p> <p>【修正希望案】 『ライニング等で内法寸法(200cm以上)に含めないもの: 設備の背後及び下部(「及び下部」を削除)のライニング部や壁付け固定の備品(大型ベッド、ベビーチェア、ベビーベッド等の折り畳み時の場合を含む)のそれぞれの壁面から突出する部分の幅の合計値が、接する壁の1辺の長さの半数を超える場合には、内法寸法に含めないものとする。ライニングがない場合の便房と同等の床面の有効スペースが確保できているものについては、この限りではない。』</p>	トイレ	標準内法寸法	<p>配管や電気温水器等に箱状のカバー(ライニング等)を設ける場合は面的であるため、車椅子使用者の足元スペースとして有効に使用できる部分が少なくなることから内法有効寸法に含めないものとします。配管等を露出させる場合は必要最低限の設備スペースであり、箱状のカバー(ライニング等)を設ける場合よりも有効に使用できる部分が広がるため、内法有効寸法に含めることができると考えています。その際、ライニング等の下部で床上高さ40cm以上を確保し、足元スペースが有効である場合には、有効内法寸法として奥行き20cmまで内法寸法に含めることができるものとする旨を追加改正します。また、ライニング有の便房とライニング無の在来工法の便房は、有効なスペースは全く同等とは言えないと考えています。有効内法寸法に含めることができないライニング等を定義しておりますが、便房内の便座先端の位置や便座横部分の使用可能部分がライニングの有無により使用可能なスペースが異なるものと考えています。</p>
9	資料3 P.9	<p>「多機能トイレ」「多目的トイレ」等の室名表示を避け、利用対象を明確にして」の文言削除をご提案いたします。</p> <p>「多機能」「多目的」等の室名表示により利用対象者を明確にしないことで救われる利用者もいることへの配慮も必要と考えます。</p> <p>例えば、性別違和のあるトランスジェンダーの中には「男女別トイレが利用しづらい」という理由で多機能トイレを利用する人もいます。しかし、外見上利用対象者に見えないため、「何故使うのか?」と注意を受けるケースもあります。その都度自身の「性自認」について説明するか否かの選択を迫られる恐れがあり、利用をためらう人や、利用自体を諦める人もいます。</p> <p>こうした人々にとって、「誰もが利用できる」というコンセプトは「砦」であり、「利用者を限定しないトイレ」は「トイレへのアクセス保障」のために必要と考えます。これは、その他の理由で可視化されない障害等の事情を抱えた利用者にも当てはまると思います。</p>	トイレ	名称	<p>改正案は「共生社会におけるトイレの環境整備に関する調査研究検討会(総合政策局)」で整理されたものに準じております。</p> <p>公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドラインp136のトイレの考え方に準じて資料4・p31※1の記載は「知的・発達障害者や高齢者等への異性による介助・同伴利用等の利用に配慮し、男女共用の便所・便房を設けることが望ましい。(性的マイノリティの利用を含む)」と追加修正します。</p> <p>また、車椅子使用者用便房と別に設けた男女共用トイレの設計事例であるカスミ筑波大学店も掲載します。</p>

No	対象資料	委員のご意見及び追加意見(概要)	カテゴリ(大)	カテゴリ(中)	対応・回答
10	資料3 P.13	名称はバリアフリートイレかアクセシブルトイレにしてほしい。世界的にはアクセシブルトイレと言われることが多いので、こちらのほうが的確かと思う。	トイレ	名称	「バリアフリートイレ」という名称は、DPI日本会議委員のご参加の下で、「共生社会におけるトイレの環境整備に関する調査研究検討会(総合政策局)」で、日本語として馴染みのある用語としてご了解されたものとして整理されており、それに準じております。
11	資料3 P.17	呼び出しボタンは触っただけだと違いが分からない。トイレ内の設備はどの視覚障害者でも分かるような工夫をしてほしい(凹凸を付けるなど、何か表面に視覚障害者が触ったときに分かるような造作があるとよい)。	トイレ	部品	JIS S 0026で示されているボタンの配列は、便器後方部にある端のボタンが「呼び出しボタン」となっていますので、視覚障害者でもわかるようなJIS規格配置としております。また、現行の設計標準における留意点には、「ボタンには、凹凸やふくらみ、へこみ、等をつけ、また、点字や浮き彫り文字、触覚記号等による表示を行う等、視覚障害者にわかりやすいよう配慮する。」と記述しています。視覚障害者等へのボタンの位置等の音声案内装置の設置については、事例紹介します。(第3回検討会 参考資料No.21回答参照)
12		洗淨ボタン・呼び出しボタンなどの操作ボタンについて、視認性だけでなく操作性も含めた記述にすることで、利用者にとって使いやすい操作ボタンの普及につながると考えます。JISにて規定されている洗淨ボタン・呼び出しボタンに関する内容と、それ以外のボタンを含めた操作ボタン全体の視認性・操作性への配慮を分けて記述する案をご提案します。 【修正希望案】 ・洗淨ボタンおよび呼び出しボタンは、文字・図記号の見やすさ、背景の色の明度、色相又は彩度の差を確保したものとし、わかりやすいボタンの表示とする。各種設備の操作ボタンは、文字・図記号の見やすさや、手に障害を持つ人にも押しやすいなどの操作性に配慮したものが望ましい。	トイレ	部品	JISにて規定されている便器洗淨ボタン及び呼び出しボタン以外のボタンも同様の建築設計標準とすることを明確にするために、以下のように修正いたします。 「・便器洗淨ボタン及び呼び出しボタン、各種設備の操作ボタンは、文字・図記号の見やすさ、背景の色の明度、色相又は彩度の差を確保したものを選定し、わかりやすいボタンの表示とする。」 また、改正版において「手指に障害のある人(巧緻運動障害等)にも押しやすい等、操作性に配慮したものが望ましい。」と追加修正します。
13	資料3 P.14	大型ベッド2の図について、これまで160センチ程度と記載されていたものが150～180センチと記載されており、最低基準を取れば低いほうの数値に誘導してしまうことを危惧します。低いほうの数値を160から150センチにするのはあまり適切ではないと思います。	トイレ	部品	大型ベッドの長さを150cm～としているのは、既製品の折り畳み大型ベッドのサイズを踏まえて設定しています。また、介助者による障害児の身体を持ち上げる動作や大人用おむつ交換等、使用勝手が多様で現行の既製品の長手方向のサイズは問題なく幅が80cm程度で広い方が良いというご意見や長手方向を180cm程度で大きくしてほしいというご意見等、介助当事者から様々なご意見があるため、大型ベッドの寸法については幅広く設定させて頂いております。そのため、「大型ベッドの寸法は、施設用途や施設利用者等のニーズ等を踏まえて決定することが望ましい。」と追加修正します。

No	対象資料	委員のご意見及び追加意見(概要)	カテゴリ(大)	カテゴリ(中)	対応・回答
14	資料3 P.12	個別機能を組み合わせた便房の例図を掲載していただきたく、ご提案いたします。 ※委員会でDPI日本会議/佐藤様が発言されていましたが、車椅子使用者かつオストメイトの人もいるため、車椅子使用者用便房にオストメイト配慮器具を組み合わせた便房など例図が必要と考えます	トイレ	機能分散	個別機能の分散化を推進する趣旨から、個別機能を組み合わせた便房のモデル例は掲載しません。現時点においては個別プロジェクトの実情に合わせて、事業者の任意で利用想定を十分に考慮し、個別機能を組み合わせた便房を設定するものと考えておりますので、設計事例集において個別機能を組み合わせた便房を掲載して設計情報を提供していきます。
15	資料3 P.9	高齢者障害者等便房の対象者以外の使用制限の誘導については、既に客用便所として多目的便所を供用している施設も有ることから、混乱を招かない様に配慮を検討していただきたい。便器の必要個数にカウントしている場合も考えられる。	トイレ	機能分散	国土交通省において取り組んでいる「車椅子使用者用便房等の適正利用の推進」において、事業者や施設利用者に対する広報啓発、教育活動を充実してまいります。混乱を招かないよう、個別のプロジェクトの実情に合わせて適正利用の対応に努めて頂くよう、お願いすることとなります。
16	資料3 P.9	車椅子ユーザーのなかにも、人工肛門等でオストメイトを必要としている人がいます。バリアフリートイレからオストメイトを外すと、車椅子ユーザーでオストメイトを使えるトイレがなくなってしまいます。バリアフリートイレにもオストメイトがあり、一般の男女のそれぞれのトイレにもオストメイトをありしてほしい。	トイレ	機能分散	現時点においては個別プロジェクトの実情に合わせて、事業者の任意で利用想定を十分に考慮し、個別機能を組み合わせた便房を設定するものと考えています。
17	資料3 P.9	乳幼児連れトイレは手動車椅子程度が使えるようなものにして頂きたい。	トイレ	機能分散	現時点においては個別プロジェクトの実情に合わせて、事業者の任意で利用想定を十分に考慮し、個別機能を組み合わせた便房を設定するものと考えています。
18		多機能トイレは、誰でも使えるということではなくて、きちんと区別として分かるようする方法があるとよいと思います。	トイレ	機能分散	ハード整備と合わせ「心のバリアフリー」を推進する取組の1つとして、国土交通省では、ポスター及びチラシを作成し、トイレの利用マナー啓発の取組を行っています(総合政策局)。本建築設計標準においては、このような取組の紹介することを予定しております。
19	資料3 P.13	多機能トイレは、視覚障害者には、外から使用可能かどうか分からない。視覚障害者でも使用可能かどうかの違いが分かるように工夫してほしい。 また、視覚障害者にも分かるように案内をして頂きたい。	トイレ	情報提供	現行の設計標準においては以下のように ・P2-85留意点:音声案内装置の設置として、「多数の視覚障害者が利用する施設の便所では、男性用・女性用の位置等を、音声により案内することが望ましい」 ・P2-85「トイレの案内図は、視覚障害者の利用に配慮し、点字等による表示や触知案内図を兼ねたものとする。また必要に応じて音声による案内・誘導を行う。」 ・2-77「便所までの経路に視覚障害者誘導用ブロック等を設ける場合には、車椅子使用者用便房以外に誘導する」という記述をしていますのでご理解ください。

No	対象資料	委員のご意見及び追加意見(概要)	カテゴリ(大)	カテゴリ(中)	対応・回答
20	資料4 P.20	グレーチングの目地の幅が広いと、車椅子のキャスターがはまってしまったり、ハイヒールのかかとの部分がはまったり、杖がはまってしまうことがあります。グレーチングの目地のピッチについても表記があるとよいと考えます。	店舗	敷地内 通路	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> 対応・回答 <div style="display: flex; gap: 5px;"> <div style="width: 15px; height: 15px; background-color: yellow; border: 1px solid black;"></div> :パブコメ改正案にて提示 <div style="width: 15px; height: 15px; background-color: lightblue; border: 1px solid black;"></div> :今後、改正版に反映予定 </div> </div> <p>ご指摘を踏まえて以下のように追加改正します。 2.1敷地内の通路(4)仕上げ等②溝蓋 【現行】 ・杖先や車いすのキャスター等が落ちないように、蓋のスリット等の幅は2cm以下とする。 →【改正案】 車椅子使用者等の動線上にある排水溝等の蓋のスリット等は、杖先や車椅子のキャスター等が落ち込まないように目が細かい構造(溝幅:10mm以下)とし、濡れても滑りにくい仕上げとする。</p>
21	資料4 P.21	店舗入口にインターホンがあると手助けが必要な場合スタッフにお願いしやすくなり安心感があります。	店舗	出入口	2.1敷地内通路や2.3建築物の出入口には既に、インターホンについての設計標準を記載しております。今回の改正では、飲食店の木曾路等の設計例を掲載します。
22	資料4 P.27	階段全体を絵で示しているが、手すりの点字表示の設置例は、実際の写真等を掲載してほしい。手すりの点字表示は、視覚障害者にとって読みづらい位置・角度に貼り付けられることが稀にあるので、読みやすい設置例が示されれば、こういったことがなくなると思う。	店舗	階段	日視連の階段手すりの点字表示の設計例を掲載します。
23	資料4 P.31	不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物の内、床面積2,000㎡以上の建築物と床面積2,000㎡未満の建築物の車椅子利用者用便房における十分な空間の確保の内容が異なる説明(理由・根拠)を記載願います。	店舗	トイレ	2,000㎡以上の大規模建築物の場合には、①設計の自由度が高くバリアフリー対応が比較的容易であること、②利用者数も相対的に多く、より公共的な性格が強いと見込まれること、③整備コストの負担、④事業者等による車椅子利用者用便房のバリアフリー対応のご理解や対応の可能性等を総合的に勘案し、整理しています。(No.7の回答も参照ください。)
24	資料4 P.31	ガイドライン第2部旅客施設編、3 施設・設備に関するガイドライン、①トイレ、考え方(P139)の3つ目に合わせ、「男女共用」の※1の注釈に、「性的マイノリティ」の追加をご提案いたします。併せて、男女共用でアクセスできるエリアに、車いす利用者用便房とは別に設ける例図の記載もご検討いただきたい。	店舗	トイレ	No.9の回答を参照ください。

No	対象資料	委員のご意見及び追加意見(概要)	カテゴリ(大)	カテゴリ(中)	対応・回答
25	資料4 P.31	設計のポイントについて、2,000㎡以上の区分における十分な空間の確保の欄内は「●径180cmの内接円」と表記されているのみで、「かつ220cm程度以上×220cm程度以上」という規模を指し示す記載がありません。この表現では十分な空間の捉え方について読み手によって解釈の幅が生じてしまい、設計標準としての意図が伝わりにくいと考える。モデル例に記載している「2.2m程度×2.2m程度」という規模を指し示す表現を追加したほうが意図がぶれずに伝わるものと考えます。	店舗	トイレ	No.1と6の回答を参照ください。
26	資料4 P.31	水回りで必要な給水や給湯の配管、電気温水器などがむき出しになっているところに対して、人がぶつからないように、設備が壊れないように配慮してカバーをしているものはライニングとしてNGになり、むき出しになっているものが問題ないように捉えられてしまわないようにしてほしいと考えます。そのため、必要最低限の給水給湯の設備機器が付いているときのライニングがない場合の便房と同等の有効スペースが確保できているものについては、その限りではないということを入れて頂きたい。	店舗	トイレ	No. 8の回答を参照ください。
27	資料4 P.31	改正後の枠内にある「不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物(2000㎡以上)」の「車椅子利用者用便房の十分な空間の確保」欄において、「計180cmの内接円」のみが記載され、「2m以上×2m以上」の記載がされていないは何故でしょうか？	店舗	トイレ	改正案「180cmの内接円、かつ2m以上×2m以上」と追加修正します。
28	資料4 P.48	ハンドセットの写真の説明は「視覚障害者やロービジョンの方のご案内用受話器」となっている。ロービジョンは視覚障害者の中にも含まれるので、以下のように修正するのはどうか。 【資料案】視覚障害者やロービジョンの方のご案内用受話器 【修正案】視覚障害者のご案内用受話器	店舗	ATM	ご指摘の通り、修正します。

:パブコメ改正案にて提示
 :今後、改正版に反映予定

No	対象資料	委員のご意見及び追加意見(概要)	カテゴリ(大)	カテゴリ(中)	対応・回答 ■ :パブコメ改正案にて提示 ■ :今後、改正版に反映予定
29	資料4 P.48	銀行のATMについて、窓口人がいないATMでカードを入れた後故障して、カードが返ってこなく大変困った経験があります。横の道路に出て、歩いている人をつかまえて、代わりに電話をしてもらったということもあります。今は聞こえない人への対応のATMがありません。是非検討して頂いて、聞こえない人も利用できるような、故障した場合も利用できるような方法を考えて頂きたいと思います。	店舗	ATM	引き続き金融庁が実施する金融機関に対する障害者等に配慮した取組のアンケート調査の項目に、ATMにおける障害発生時の電話以外の連絡手段の措置状況を含めるなどして、金融機関に個別の対応を促していきます。(金融庁) 本件の要望については、全国銀行協会のしかるべき会議体に報告するとともに、会員銀行の意識を高めるため、改正後の建築設計標準と併せて本件要望も周知をさせて頂く予定です。(全国銀行協会)
30	-	地方の高速道路の無人の出口で、他の方は出るときにお金を投げ入れていますが、聴覚障害者の場合は障害者手帳の割引がありますので、どのようにすればよいかわかりませんでした。是非そちらのほうも検討して頂きたいと思います。	店舗	-	ご指摘については、高速道路を所管する道路局と共有しております。
31	資料4 P.49	全盲の者もセルフレジに困っているのので、以下のような修正するのはどうか。 【資料案】 <留意点:セルフレジにおける弱視者(ロービジョン)への対応> ・弱視者(ロービジョン)にとっては、セルフレジの画面が見づらいことや、操作方法の分かりづらいことがあり、従業員による人的対応が必要な場合がある。 【修正案】 <留意点:セルフレジにおける視覚障害者への対応> ・セルフレジは視覚障害者にとって画面が見えにくいことや操作方法の分かりづらいことが多く、従業員による人的対応が基本となる。	店舗	レジ	ご指摘通り、修正します。

No	対象資料	委員のご意見及び追加意見(概要)	カテゴリ(大)	カテゴリ(中)	対応・回答
32	資料4 P.41	「固定椅子を設ける場合は、可動式の椅子席を半数以上設ける」としていただきたい。 理由 現行の文案「固定椅子を設ける場合は、可動式の椅子席を設ける」では、可動式の椅子席は1席あればよくなってしまふ。たとえば、その1席に他の客が先に座っていたら、車椅子ユーザーではそのお店は利用できない。私が以前入ったラーメン屋では、半数は座敷、もう半数がカウンター席だった。カウンター席は10数席あったが、可動式の椅子席は両サイドしかなかった。そのため、私は友人の車椅子ユーザーと2人で食べに行ったときは、両サイドに離れ離れになって食べるしかなかった。食事を一緒に楽しめない。これは非常にせつない。 上記のようなことが実際に起こっているの、なんとしても「半数以上は可動式の椅子席」としてほしい。これは非常に重要なところなので、必ず修文していただくように強くお願いします。	店舗	飲食店	以下のアンバーライン部分について改正案を修正します。 【改正案】 ・車椅子使用者が車椅子のまま食事ができるよう、原則として可動式の椅子席とする。固定席を設ける場合は、可動式の椅子席を設ける。 (客席総数の半分以上の席を可動式の椅子席とすることが望ましい。) ・客席のテーブルはレイアウト変更や通路幅員の確保ができるよう、可動式とすることが望ましい。
33	資料4 P.56	「速やかに従業員による支援により対応する」と記載頂けたのはよかったのですが、大事なときに出ないということがあると思いますので、「常備する」という言葉をぜひ入れて頂きたいと思います。	店舗	備品・設備	以下のアンバーライン部分について改正案を修正します。 【改正案】 ・既存建築物等で敷地内の通路や出入口等に段差がある場合には、持ち運べる車椅子用可搬型スロープを設置し、円滑に使用できるよう常備する。(「準備」→「常備」に変更)
34	資料4 P.61	発達障害児者においては通常のやり取りの際に絵・写真等カードを個人所有している場合があります。対応時に確認出来ればトラブルが少なくなると思います。→C3のp61に追記をお願いします。	店舗	ソフト	資料4・p60に<コミュニケーション>に共通事項として記載されている「案内・誘導等の際には、心身機能や障害の程度、必要な支援は、ひとりひとり異なることから、勝手な思い込みや判断をせず、どのような支援が必要かをしっかりと確認する。」と記載されています。
35	資料4 P.61	今後は急増する認知症の方についても対応を図ったほうがよろしいのではないかと	店舗	ソフト	現行の建築設計標準p2-247に記載する「高齢者」の中で認知症高齢者への対応も考慮して、記載を充実させるよう検討します。

No	対象資料	委員のご意見及び追加意見(概要)	カテゴリ(大)	カテゴリ(中)	対応・回答
36	資料4 P.49	説明文が「ロービジョン」となっているので「ロービジョン」に修正すべき。	店舗	-	ご指摘の通り、修正します。
37	-	現場にどのくらいのニーズがあるかというニーズ調査と、要介護者のご本人や、障害者あるいは介助者の意見や感想なども収集しながら、今後も進めて頂ければありがたい	店舗	-	今後、必要な調査等については、次年度以降に開催予定するフォローアップ会議にて議論をしていきたいと考えています。
38	資料4 P.64	仮のタイトルとして「人にやさしいお店をつくろう」とありますが、このような抽象的な表現ではなくて、ちゃんと目的を表すように、例えば「誰もが利用できるお店をつくろう」という表現がよいのではないかと考えます。また、一番左下、「従業員のみなさんの気配り」ようなやんわりとした表現ではなくて、もっと気づくべきこととして、「従業員の皆さんの気づき」といった表現がよいのではないかと考えます。	概要版	-	概要版パンフレットの作成については、ご指摘を踏まえて今後検討します。

No	対象資料	委員のご意見及び追加意見(概要)	カテゴリ(大)	カテゴリ(中)	対応・回答
39		今回、建築設計標準における「～とする。」の定義が示されましたが、法令上の適合義務基準の解説において「～とする。」という表現が用いられていても、それはあくまで「標準的な整備内容等で積極的に備えることが求められるもの」として示しているものであって、適合していなければ法令に反するという意図したものではないという理解でよいでしょうか。	共通	設計標準の位置づけ	ご理解の通りです。
40		建築設計標準の中には、 ・ 地方公共団体においては、バリアフリー法第14条第3項に基づく条例において、ホテル又は旅館の義務付け対象規模を政令の規模未満に設定することや・・・基準を付加する、又は基準強化を図る等、「車椅子利用者用客室の整備促進」について、より積極的な取り組みがなされることが望ましい。 【ホテル又は旅館の追補版】 ・ 上記(地方条例により床面積500㎡未満の特別特定建築物を定めた場合)の基準付加や設定は、本建築設計標準を参考とすることが望ましい。【今回追加】 といったバリアフリー法や同法に基づく委任条例の運用に踏み込んだ記載もされていますが、建築設計標準は技術的助言としての位置付けはなく、あくまでバリアフリー設計のガイドラインとして定めているもので、望ましい水準を示した参考資料であるという理解でよいでしょうか。		設計標準の位置づけ	ご理解の通りです。
41		現在予定されている令和3年3月の「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の改正後、特定行政庁等では、建築確認時の審査に反映する内容の検討及び建築設計者等への内容の周知が必要となります。改正後、必要な期間を経て、建築確認時の審査に反映することは特定行政庁の裁量で実施してよろしいか。 なお、建築設計者等への周知期間としては6ヶ月程度必要と考えています。	店舗	地方条例	ご理解の通りです。

 : 検討会改正案にて提示
 : 今後、改正版に反映予定

No	対象資料	委員のご意見及び追加意見(概要)	カテゴリ(大)	カテゴリ(中)	対応・回答
42		<p>建築設計標準は、建築物移動等円滑化基準を実際の設計に反映する際に考慮すべき内容等を解説するものとされていますが、具体的にどの部分がこれに該当する記述なのか分かりづらいです。</p> <p>検討会資料では「法令上の適合義務基準」に該当する記述に下線が引かれていますが、冊子にする場合にも、何かしらの方法で法令に対応する部分を明確にしてくださいをお願いします。</p>	共通	表現方法	<p>建築設計標準の定義の表現について解釈をより明確にするために、以下のように改めて見直し修正します。</p> <p>「建築設計標準では、高齢者、障害者等からのニーズを踏まえた設計の基本思想や、設計を進める上での実務上の主要なポイント、建築物移動等円滑化基準を実際の設計で具体的に実現するために参考とする内容を含めた建築物のバリアフリーの標準的な整備内容と、望ましい整備内容等を、図表や設計例を交えて解説することとしている。加えて、高齢者、障害者等をはじめとする多様な利用者のニーズに応えるため、施設の实情に応じて設計時に考慮することが望ましい留意点を掲載している。」</p>
43	資料3 p.7 (別紙)	<p>今回、「床面積2,000㎡以上の特別特定建築物の場合には、車椅子使用者用便房に直径180cm以上の円が内接できるスペースを設けること」について、検討会の資料においては、法令上の適合義務基準の解説であるかのような記載がされ、委員の方達もそのような認識の上で議論をされているような印象を受けました。</p> <p>また、建築設計標準は、建築物移動等円滑化基準を実際の設計に反映する際に考慮すべき内容等を解説するものとされており、多くの行政庁や指定確認検査機関が移動等円滑化基準を審査する際の参考にしていることから、上記内容は義務化を意図したものではないとはっきりした説明がない場合、車椅子使用者用便房内に当該スペースが確保できないと建築確認が下りなくなることが想定されます。</p> <p>建築設計標準は3月に改正されると聞いており、現在設計を進めている建築物にも大きな影響がありますので、今回の改正内容やその扱いについて、審査側・申請者側にもできるだけ早い段階で十分な周知をしていただくをお願いします。</p>	トイレ	地方条例	<p>床面積2,000㎡以上の特別特定建築物に設ける車椅子使用者用便房に直径180cm以上の円が内接できるスペースを設けることは、個々のプロジェクトの事情で対応できない場合も想定されるため、義務化を意図したものではありません。従いまして、今回の改正においては、主に高齢者、障害者等をはじめ、多数の者が安全かつ円滑な移動等ができる建築物を整備する観点から、標準的な整備内容で積極的に備えることが求められるものとして位置づけております。(No.3、41、42の回答も参照ください。)</p>
44		<p>バリアフリー法の審査にあたっては、移動等円滑化基準等で「十分な空間」など抽象的な表現となっているものの判断に苦慮することが多いため、こうした基準に関しては技術的助言等で具体的な判断基準や考え方を示していただくをお願いします。</p>	共通	表現方法	<p>No.3、41、42、43の回答を参照ください。</p>

No	対象資料	委員のご意見及び追加意見(概要)	カテゴリ(大)	カテゴリ(中)	対応・回答
45		「望ましい」とは、やらなくてもよい、あればよいというぐら いのイメージなので、もう少し強い言葉、強い言い方に変え るべきではないかと思ひます。	共通	表現方法	ハード整備で「望ましい」としている事項は、個別のプロジェクトの 様々な制約条件、規模設定、コスト負担、利用者の個別性等を鑑みて、 「望ましい整備」以上に強い表現とすることは難しいと考えておりま す。
46		(3)小規模店舗のバリアフリー化についての意見について は、小規模店舗の車椅子使用者用便房だけでなく、他の用途 にも共通すると考えられるため、「高齢者、障害者等の円滑 な移動等に配慮した建築設計標準」に記載する際には「便所・ 洗面所」の項目に記載願ひます。	トイレ	-	小規模店舗における車椅子使用者用便房の設計標準は、設計標準に 盛り込む際に、他用途にも適用されるような設計標準といたします。

: 検討会改正案にて提示
 : 今後、改正版に反映予定

No	対象資料	委員のご意見及び追加意見(概要)	カテゴリ(大)	カテゴリ(中)	対応・回答
47	資料5 P.3	説明文の「白杖の音」は「白杖」が正しい。さらに以下のような修正するのはいかがでしょうか。 【資料案】白杖の音 【修正案】白杖で床を確認する音	事例	病院	建築設計標準の設計事例のとりまとめの際に、ご指摘を踏まえて修正します。
48	資料5 P.3	説明文の「ロービジョン」は、他のページと合わせて「弱視者(ロービジョン)」と統一すべきではないか。ただ、この部分は、記載内容を踏まえると「視覚障害者」でも良いと思う。	事例	病院	建築設計標準の設計事例のとりまとめの際に、ご指摘を踏まえて修正します。
49	資料5 P.3	説明文で示された「塩ビタイル」の仕組みは、全ての視覚障害者が認知できるとは限らない。そのため、単独で移動ができない視覚障害者には人的誘導を実施している旨を追加した方が、丁寧な誘導體制が設けられていることが示せるのではないか。 一部の屋内型の公共施設(例:空港、自治体庁舎等)の移動経路や廊下等では、このような事例を参考にして、本来敷設すべき視覚障害者誘導用ブロックを敷設せず、マット型の誘導路を敷設することがあり、多くの視覚障害者から不満の声が挙がっている。この塩ビタイルの事例が、屋内での視覚障害者誘導用ブロックの敷設を妨げるものになってはいけなないので、記載方法の工夫が必要かもしれない。	事例	病院	建築設計標準の設計事例のとりまとめの際に、ご指摘を踏まえて修正します。
50	資料5 P.10	資料3駐車場に関する改正(案)P25では、駐車場の天井有効高さの基準を詳細に追加していますので、さくらがわ地域医療センター駐車場について、駐車スペースの天井有効高さについて実際の数値の記述があるとわかりやすいと思います。	事例	病院	事例紹介において、さくらがわ地域医療センターの車椅子利用者用駐車施設の天井有効高さを追加します。
51	-	意見:提示については、これで良いと誤った認識に繋がらないよう提示の際に配慮をお願いしたい。モデル事例はイラストで、実際の事例については写真で提示。また、事例では工夫した際の視点や課題についても記載。 お願い:さらに課題を補う対応方法についても記載があると良いのではと考えます。	事例	-	明らかに課題となるような事例は、極力ないものをご紹介する予定です。課題を補う対応方法については記載しませんが、紹介する設計事例については、バリアフリーの視点で工夫された解説を明確に記載することといたします。